

第8回臨時会 別府 建一

日本維新の会の別府建一です。

先ず、先日の我が会派での政務活動費の不可解な入出金についてお騒がせ致しました事、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございません。今、全容解明に向けて会派議員全員全力で取り組んでおります。今暫くご報告をお待ち下さいますようお願い申し上げます。

それでは、日本維新の会を代表して報告第1号及び報告第2号について質疑を行って参ります。

本市と令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務の受託者であったビプロジー株式会社関西支社と令和4年度の同給付金の支給事務の契約を行いました。その理由は、令和3年度の同支給金を支給した世帯は対象外となることから、令和3年度支給済のデータが必要であり、また、専用ダイヤルの業務も両年度の状況を把握しながら市民からの問い合わせに対応する必要がありました。

6月21日、ビプロジーの関係社員が吹田市でのコールセンターでのデータ移管作業の為に必要なデータを記録し、暗号化とパスワードを設定したUSBメモリーをカバンに入れて市政情報センターから持ち出しました。

そのデータ内容は、全市民の住民基本台帳の情報、460,157人分、住民税に係る税情報、360,573件、非課税世帯等臨時特別給付金の対象世帯情報、82,716世帯分、生活保護受給世帯と児童手当受給世帯の口座情報です。関係社員がデータ移管作業終了後、飲食店に立ち寄った後の帰宅途上で当該USBメモリーを入れたカバンを紛失した事案です。

個人情報を含むUSBメモリー紛失事案について市民の皆さまより私のところにも多くの声が届きました。

この事案が起こった原因、対応、及び対策についてお伺いしたいと思います。

先ず、「原因」についてお伺い致します。

本市は、委託業者のビプロジーに市政情報センターへ入室出来るセキュリティカードが
23枚発行されてきました。
発行枚数が余りにも多く感じます。再委託、再々委託を把握していないとこんなに多く発行されないと考えます。

そこでお伺い致します。

質問. 01

何故こんなにも多くセキュリティカードが発行されていたのでしょうか。
また、このカードは、個人が特定出来るような仕組み、例えば顔認証などの対策は取られていたのでしょうか。

質問. 02

個人情報扱える人物の所属先や身分を確認もせずにセキュリティカードを発行していた理由をお聞かせ下さい。

質問. 03

個人情報を市政情報センターから持ち出す場合、「本市職員の同行若しくは、セキュリティ便等を利用する。」との取り決めがあったとの事ですが、市政情報センターでは、USBの持込みや持出しについて、持出し記録の記載義務は、行っていたのでしょうか。行っていたならば、何故その時点で、職員の同行が無かった事を市政情報センターは、把握出来なかったのでしょうか。

質問. 04

本事案が起こったのは、参議院通常選挙公示前の6月21日でした。その日から22日の午前中は、生憎の雨でした。そんな中、いくら酔っ払っているからとは言え、泥酔していても雨で濡れている路上で寝て居られるのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

次に、「対応」についてお伺い致します。

市長がこの事案を初めて発表する際の会見、少し笑っているように見えた会見をされている、また、当局の会見では本市は業務委託しているのに委託業者が悪い、本市には非はないといわんばかりとの会見の動画やテレビのニュースにて映像が流れて市民の皆さまより私の下にも多くの批判の声が届きました。市民の皆さまからは、本市の個人情報の取り扱いへの意識の低さが常態化した結果、この問題が起こりあのような会見になったと、お話をお伺い致しました。

そこでお伺い致します。

質問. 05

本市は、この初期対応について適切で有ったとお考えでしょうか。

本市は、事案発生後、「専用ダイヤル」を設置されました。
ただ、事案の内容のわかっていない委託業者職員の対応、電話をかけた先は、東京に繋がりました。市民と本市の間に、委託業者職員を盾にしているようにしか見えません。

そこでお伺い致します。

質問. 06

窓口を外部に委託した経緯を教えてください。
また、報道等の内容を伝えるだけの委託業者職員に市民からの不安をどう取り除き、払拭させるお考えなのでしょうか。

質問. 07

これまでのお問合せ件数、ご意見の主な内容、そしてその意見を今後どう活かすのか、ご見解をお示し下さい。

質問. 08

市民のお声を伺う「専用ダイヤル」の窓口の開設は、「当面の間」という事ですが、いつまで行い、どの様になれば終了するのでしょうか。
また今後、「本市の情報漏洩が原因で個人情報を守ってもらえなかった場合、どこに相談すれば適正に対応してもらえるか。」と悲痛なお声もお伺い致しております。実際どこにご相談すれば良いのでしょうか。

稲村市長は、12月の任期満了を以て退任される事を表明されました。そのような中、市長は、報告第1号の通り期末手当全額カットされました。大英断でした。その理由を市長は、会派代表者会で「社会的影響の大きさ、道義的責任というところを示したものです。」と答弁されていきました。しかしながら市長がボーナスを返上して解決する問題ではないと思います。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第9条（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）には、
実施機関は、第8条第2項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当することを理由に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

と、有ります。

個人情報保護法制による行政法上の責任とは別に、今回被害にあった住民の方々に対しては尼崎市と委託を受けた業者は民事上の損害賠償責任を負うこととなります。宇治市住民票データ漏洩事件の大阪高裁平成13年12月25日判決で裁判所は不法行為に基づく損害賠償責任を原告一人につき1万5千円を自治体に認めています。

そこでお伺い致します。

質問. 09

市民の個人情報の価値は、市長の期末手当返上では到底足りないものと考えます。本市は、この情報の価値をどの位とお考えでしょうか。また、市民には被害は無かったものとお考えでしょうか。

質問. 10

委託契約内容について、今回起こった事象の違約条項について業者側のペナルティは、どのように記載されていますか。また、どの段階で違約条項は、履行されますか。

最後に、「対策」についてお伺い致します。

尼崎市USBメモリー紛失事案調査委員会（以下、第三者委員会という。）に調査審議いただく事項は、事案の対処、原因の検証、再発防止策について諮問されます。

そこでお伺い致します。

質問. 1 1

委員会の人選について市長が任命権者ですが、どのような観点で3名とし、人選を行い、何処までの調査権を与え検証や審議を行う事を担っていただくのでしょうか。

質問. 1 2

第三者委員会の結論が出るまでスピード感を以て対処しても長くて半年の時間を要する、と伺っています。その結論が出る迄の間、本市が今、出来る対応は、どのように考え、市民に対して見える化で行うのか、具体的にお答え下さい。

本市全体の個人情報取り扱いや守秘義務について、内部統制の強化と徹底的な職員の意識改革を行わなければ、根本的な解決には至りません。今回の事案は、民間委託する事が問題では無く、委託する側のマネジメントに問題があると思います。

以上、報告第1号及び報告第2号について、私の全ての質疑を終わらせていただきます。

ご清聴、誠に有難うございました。